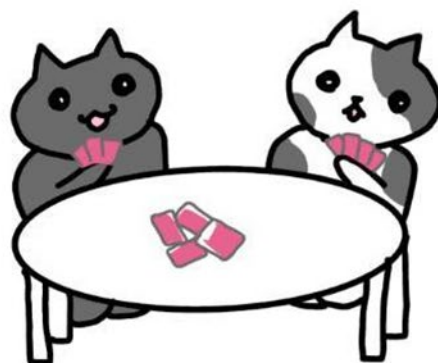


福岡市こども総合相談センター

事業概要



令和6年度版

<表紙の説明>

館内にある Peaceful*を利用しているメンバーが、談笑したり、トランプゲームをしたり、卓球をしたり、時には寝たり・・・と一緒に過したり、自分の好きに過したりしている、居心地の良い居場所の雰囲気を表現してくれました。

Peaceful のメンバーは、お互いを認めたり、尊重し合いながら少しずつ成長しています。

*思春期後期のひきこもりがちな子ども達のための社会的自立に向けた集団支援の場

はじめに

こども基本法が令和4年度に施行され、国も「こどもまんなか」社会の実現を掲げています。

そのような中、令和6年度は、改正児童福祉法が施行され、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対する包括的な相談支援を目的とした「こども家庭センター」の設置、地域子育て相談機関の整備など、こどもの家庭養育を支援するための様々な施策や事業の新設・拡充、こどもの権利擁護としてのこどもの意見表明等支援事業の実施や、一時保護施設の設備・運営基準の策定によるこどもの一時保護環境の改善など、全国的にこども福祉にとってさらなる変革期を迎えました。

当センターにおいても、各区に設置されたこども家庭センターや関係機関と連携し、子育てに困難を抱える世帯などに対する包括的な支援を行うとともに、こどもの意見や意向を十分に勘案し、こどもの利益に沿った判断を行うために、こどもの意見表明支援に積極的に取り組むなどこどもの権利擁護を図り、「こどもまんなか」を体現したいと考えています。

また、当センターは、これまでも民間のフォスティング機関との協働により全国屈指の里親委託率を維持してきましたが、今年度も、家庭養育が難しいこどもの状況に応じて、引き続き、特別養子縁組、里親委託を推進するとともに、今年度新設した自立支援係を中心として、こどもの自立支援を計画的に行っていくなど、こどもの将来を見通した支援に重点的に取り組むことで、個々のこどもの最善の利益を最大限充足していこうと考えています。

さらに、今年度、当センターは、昨年度策定した各職種（児童心理司、児童福祉司）の人材育成方針に基づき、計画的な研修を実施するなど、職員の資質向上と組織の専門性強化を図っています。これにより、さらにこどもや家庭のニーズに即した質の高い支援を行えと考えています。

これからも、こどもが安全・安心に生活し、健やかな成長と自立を支える社会を福岡市全体で構築するために、当センターや各区こども家庭センターを含め関係機関と力を合わせて取り組んでまいります。また、新たに施行された法令や政策を踏まえ、こどもたち一人一人に必要な支援をしっかりと届け、最善の利益が守られるよう、これからも全力を尽くしてまいります。

本概要は、令和5年度のセンターの業務概要や実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

令和6年9月 福岡市こども総合相談センター
所長 石井 美栄

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	組織及び事務分掌	3
4	利用案内	4

第2 こども総合相談センター業務概要（令和5年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談等の状況	
(1)	電話相談	6
(2)	SNS等を活用した相談	8
3	面接相談等の状況	9
(1)	面接相談（総計）	9
(2)	養護相談	10
(3)	障がい相談	12
(4)	非行相談	13
(5)	育成相談	14
(6)	心理面接等の状況	16
4	児童福祉施設等	17
5	児童虐待防止対策	18
6	一時保護所（まりんルーム）の状況	23
7	里親制度推進事業	25
8	思春期相談事業	27
9	教育相談事業	30
10	その他	32

第3 資料集

1	福岡市の人口とこどもをとりまく環境	33
2	児童福祉施設等一覧	34
3	こどもの問題に関する主な相談機関	36
4	こども総合相談センター設置の経緯	37

第Ⅰ こども総合相談センター（えがお館）の概況

Ⅰ こども総合相談センター概況

(1) 概況

こども総合相談センター（えがお館）では、こどもや保護者を対象に、こどもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努め、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や、里親に対する支援を実施するなど里親制度を推進し、社会的養育体制の充実を図っています。また、虐待の早期発見・早期対応のために引き続き、休日・夜間におけるこどもの安全確認や弁護士との積極的な活用等、児童虐待防止体制の充実を強化しています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に配置し連携をとりながら、こどもの抱える問題について、こども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な取り組み

① 相談事業（詳細は6ページ参照）

- 24時間対応の電話相談の実施
- 面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- SNS等を活用した相談の実施
- 療育手帳の交付に伴う判定

② 児童虐待防止対策等の取り組み（詳細は18ページ参照）

- 虐待を受けたこどもの心のケアと虐待をした親の援助
- 法的対応機能強化事業・医学的専門相談事業の実施
- 子育て見守り訪問員派遣事業の実施
- 関係機関・団体との連携

③ 一時保護所の運営（詳細は23ページ参照）

④ 里親制度の推進への取り組み（詳細は25ページ参照）

- 里親制度の広報啓発
- 里親養育支援事業の実施
- 里親研修の実施（フォスタリングチェンジプログラム等）
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施

⑤ 思春期相談の取り組み（詳細は27ページ参照）

- 思春期相談
- 思春期集団支援事業（ピースフル）の実施
- 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター ワンド）の実施
- 思春期研修会・思春期保護者交流会、思春期相談関連懇話会等の実施
- ひきこもり等のこどもへの相談員派遣事業の実施

⑥ 教育相談事業と不登校対策（詳細は30ページ参照）

- 教育支援センターの運営
- スクールカウンセラー活用事業の実施
- 不登校支援のための学校訪問
- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
- 不登校児童生徒支援のための大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業の実施
- 事件・事故等に関わる学校緊急支援

⑦ 広報・啓発活動等の実施（詳細は32ページ参照）

- ホームページの公開
- 出前講座の実施

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号

(2) 建物概要

延床面積 12,373.92 m²

建築面積 2,097.31 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数：地下1階地上7階

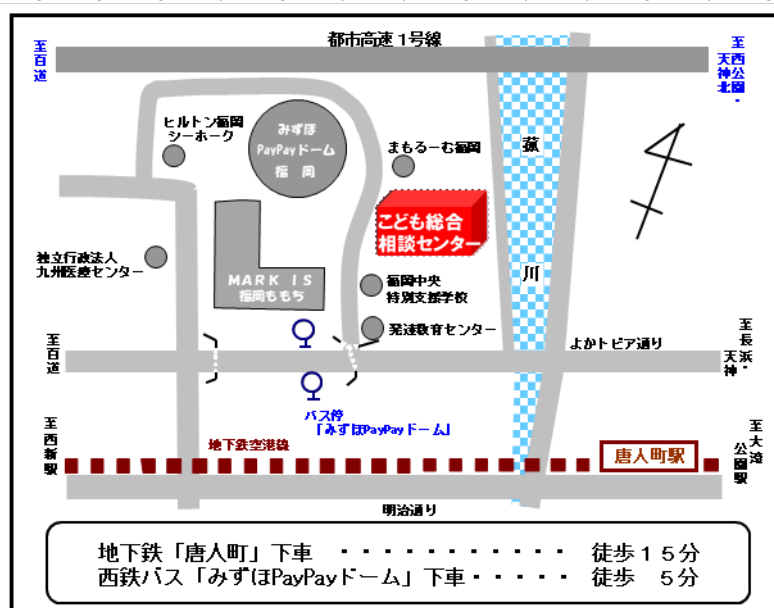
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設等名称	
7 F	視聴覚室、研修室	所内での会議や研修の際に利用しています。
6 F	教育委員会相談部門	教育委員会相談部門（教育相談課）の執務室があります。
	面接室、診察室、各種療法室	心理診断や心理療法、医師による医学診断を行っています。
5 F	児童相談所、相談室、 屋内運動場	センターの総合受付、児童相談所の執務室及び相談室、一時保護所の屋内運動場があります。
	少年サポートセンター	福岡県警の附属機関で、少年相談や少年の立ち直り支援等を行っています。
4 F	教育支援センター（はまかぜ学級）	小学校、中学校の不登校児童生徒を対象とした活動支援の場としての教育支援センターがあります。
3 F	福岡市立児童心理治療施設	社会福祉法人くじらが運営しています。児童心理治療施設は、社会生活への適応が困難なこどもに対して、心理に関する治療や生活指導等を行う施設です。
2 F	福岡市立児童心理治療施設	児童心理治療施設の通所部門があります。
	一時保護所（まりんルーム）	児童相談所の一時保護所（まりんルーム）です。こどもを一時的に保護し、ケアや生活指導、行動観察を行っています。
1 F	南当仁小学校・当仁中学校 学習室	児童心理治療施設に入所することもが通う情緒の特別支援学級です。
BI F	駐車場	相談者専用駐車場です。（駐車台数：32台）

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 組織及び事務分掌（令和6年度）

職員の数人は令和6年4月時点の定数の人数を記載。

※（ ）内は会計年度任用職員又は特別職非常勤職員の数で外数。

こども総合相談センター 所長	こども相談企画課長 13人 (23人)	管理係長	職員 一般事務職員 3人 (3人)	予算・決算・庶務・経理・庁舎管理等
		企画推進係長	児童福祉司 児童心理司 2人 1人	センターにかかる総合的な企画及び調整、児童福祉施設入所児の負担金徴収事務等
		総合相談係長	児童福祉司 児童福祉専門相談員 総合相談員 夜間電話相談員 心理相談員 3人 (5人) (10人) (4人) (1人)	電話相談、児童虐待通告窓口に関する業務
	こども支援第1課長 40人 (23人)	支援第1係長	児童福祉司 ※うち2名は区兼務 7人	養護・非行・育成・障がい相談 (東区)
		支援第2係長	児童福祉司 ※うち2名は区兼務 6人	養護・非行・育成・障がい相談 (早良区)
		支援第3係長	児童福祉司 ※うち2名は区兼務 6人	養護・非行・育成・障がい相談 (博多区・管外)
		里親係長	児童福祉司 児童福祉専門相談員 3人 (3人)	里親事業
		自立支援係長	児童福祉司 児童福祉専門相談員 5人 (3人)	家庭復帰等支援・施設調整
		心理相談係長	児童心理司 心理相談員 嘱託医 6人 (5人) (2人)	心理診断・心理ケア (東区・早良区) 医学診断
			児童福祉専門相談員 心理相談員 (9人) (1人)	
	こども支援第2課長 46人 (65人)	支援第1係長	児童福祉司 ※うち4名は区兼務 児童福祉専門相談員 9人 (1人)	養護・非行・育成・障がい相談 (中央区・西区)
		支援第2係長	児童福祉司 ※うち4名は区兼務 児童福祉専門相談員 9人 (2人)	養護・非行・育成・障がい相談 (城南区・南区)
		心理相談係長	児童心理司 ※うち2名は区兼務 心理相談員 7人 (10人)	心理診断・心理ケア (博多区・早良区)
		心理・思春期相談係長	児童心理司 保健師 1人 心理相談員 思春期相談員 7人 (1人)	心理診断・心理ケア 思春期事業・ひきこもり支援
		一時保護係長	児童指導員 保育士 児童福祉専門相談員 昼間児童指導員 夜間児童指導員 深夜児童指導員 保健指導員 心理相談員 4人 4人 (1人) (7人) (4人) (15人) (2人) (2人)	一時保護に関する業務
			児童福祉専門相談員 心理相談員 (8人) (5人)	
	こども緊急支援課長 10人 (3人)	こども緊急支援係長	児童福祉司 児童福祉専門相談員 2人 (2人)	虐待の初期対応 (中央区・南区・城南区)
		こども緊急支援係長	児童福祉司 2人	虐待の初期対応 (早良区・西区)
		こども緊急支援係長	児童福祉司 2人	虐待の初期対応 (東区・博多区)
			児童福祉専門相談員 (1人)	
	連携支援課長 1人	こども総合相談センターと各区こども家庭センターとの連携に関すること等		
	教育相談課長 12人 (213人)	推進係長	職員 一般事務職員 文書整理等補助員 1人 (2人) (1人)	庶務・経理・予算・決算
		相談係長	指導主事 登校支援対策推進員 教育カウンセラー 教育相談員 教育支援センター指導員 教育支援センター心理指導員 教育支援センター指導援助員 3人 (1人) (8人) (1人) (8人) (7人) (1人)	教育相談・教育支援センター運営 不登校対策の指導助言
		主査 (教育相談担当)	スクールカウンセラー (111人)	スクールカウンセラー等活用事業 SNSを活用した教育相談
		主査 (教育相談担当)	スクールソーシャルワーカー (73人)	スクールソーシャルワーカー活用事業
		主査 (教育相談担当)		教育支援センター統括
		主査 (教育相談担当)		登校支援対策事業の推進
		主査 (教育相談担当)		登校支援対策事業の推進

4 利用案内

(1) 対象者

福岡市在住の子どもやその家族、その関係者

(2) 相談の流れ

まずは、電話等で相談を受け付けています。福岡市での相談対応のイメージは5ページをご確認ください。

① 電話相談・SNS 相談（令和5年度の実績は6ページ以降をご覧ください。）

受け付けた相談内容に応じて、児童相談所での面接相談の案内や関係機関の紹介等を行います。

○電話相談

・相談電話

子どもや保護者等からの相談に専門の相談員が相談に応じています。

相談対応日：毎日（年末年始を除く）

相談対応時間：24 時間

・女の子専用相談電話

女の子本人からの相談に女性の相談員が応じています。

相談対応日：毎日（年末年始を除く）

相談対応時間：9：00～17：00

○SNS 相談

・福岡市子どもタブレット相談

福岡市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童生徒に貸し出されている GIGA スクール端末を活用し、子どもが悩みや不安を相談できます。

相談対応日：毎日（年末年始を除く）

相談対応時間：17：00～22：00（最終受付は 21：30）

・親子のための相談 LINE

LINE の機能を活用し、子どもに関わる保護者の方や子ども自身が、子育てに対する不安や家族関係の悩みなどを相談できます。

相談対応日：毎日（年末年始を除く）

相談対応時間：10：00～20：00

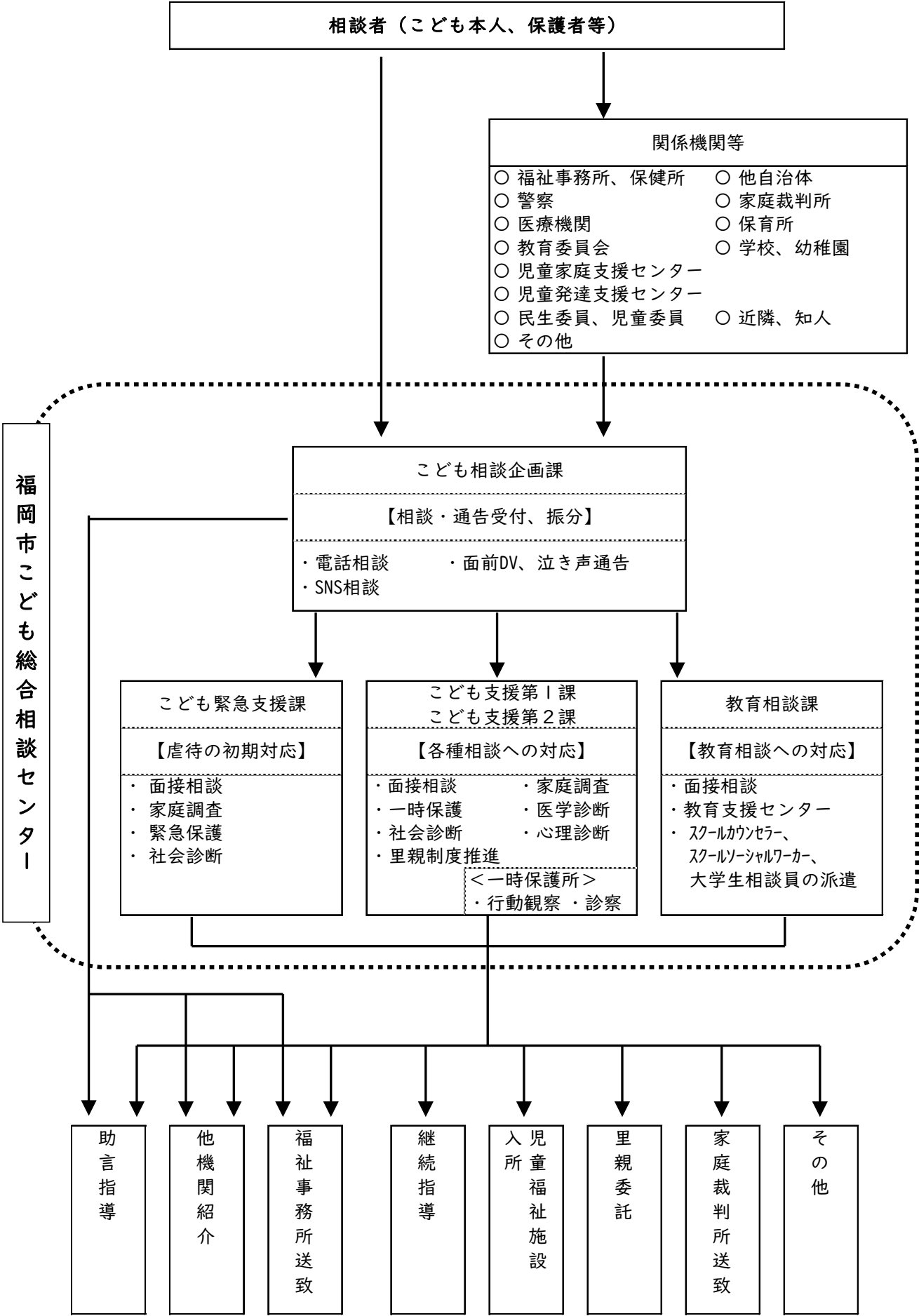
② 面接相談（令和5年度の実績は9ページ以降をご覧ください。）

担当の児童福祉司や児童心理司等が相談に応じています。

面接時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）までの、午前9時から午後5時までです。

※原則として予約が必要です。

<相談の流れ>



第2 こども総合相談センター業務概要（令和5年度）

Ⅰ 相談の種別

児童相談所で受け付ける相談は以下のとおりです。

- 養護相談：保護者の病気・家出等のため家庭養育が困難なこども、迷子等適当な養育者がいないこども、虐待・放任されている家庭環境上問題のあるこどもに関する相談
- 障がい相談：肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい、知的障がい、発達障がい等のあるこどもの療育や家庭での養育、施設入所に関する相談
- 非行相談：家出や不良交友等のく犯行為のあるこどもや、13歳以下で窃盗や暴行傷害等の触法行為のあるこどもに関する相談
- 育成相談：こどもの性格行動やしつけ、適性、不登校等に関する相談
- 保健相談：低出生体重児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患等に関する相談
- その他の相談：上の相談のどれにも該当しない相談

Ⅱ 電話相談等の状況

(Ⅰ) 電話相談

① 相談種別件数

区分	養護 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	教育 相談	その他	計（虐待相談） ※2-1
3年度	1,054	249	94	5,251	3,408	1,247	11,303件（679）
	9.3	2.2	0.8	46.5	30.2	11.0	100.0%（6.0）
4年度	990	297	135	5,764	3,576	1,029	11,791件（561）
	8.4	2.5	1.2	48.9	30.3	8.7	100.0%（4.8）
5年度	1,007	255	119	5,325	3,378	1,097	11,181件（560）
	9.0	2.3	1.1	47.6	30.2	9.8	100.0%（5.0）

（ ）内は虐待相談件数で内数

※2-1 虐待相談：電話相談の虐待相談件数には、近隣者からの虐待通告の他にこども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 児童虐待相談の内訳

区分	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	心理的 虐待	計
3年度	168	12	92	407	679件
	24.7	1.8	13.6	59.9	100.0%
4年度	138	8	106	309	561件
	24.6	1.4	18.9	55.1	100.0%
5年度	160	16	126	258	560件
	28.6	2.8	22.5	46.1	100.0%

③ 時間帯別

時間帯の内訳は、昼間：8:00～17:00、夜間：17:00～22:00、深夜：22:00～翌8:00となります。

区分	昼間	夜間	深夜	計
3年度	7,331	2,232	1,740	11,303件
	64.9	19.7	15.4	100.0%
4年度	7,636	2,039	2,116	11,791件
	64.8	17.3	17.9	100.0%
5年度	7,165	2,034	1,982	11,181件
	64.1	18.2	17.7	100.0%

④ 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
3年度	1,591	568	7,359	425	193	1,167	11,303件
	14.1	5.0	65.1	3.8	1.7	10.3	100.0%
4年度	1,439	884	8,006	359	181	922	11,791件
	12.2	7.5	67.9	3.1	1.5	7.8	100.0%
5年度	1,472	989	7,296	323	151	950	11,181件
	13.2	8.8	65.3	2.9	1.4	8.4	100.0%

⑤ 対象者別件数

令和4年度からは、18歳以上からの相談を「大学生等」ではなく、「成人」として集計しています。

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
3年度	2,080	3,254	3,519	974	65	94	26	664	627	11,303件
	18.4	28.8	31.1	8.6	0.6	0.8	0.2	5.9	5.6	100.0%
4年度	2,095	3,578	3,552	1,053	-	1	86	672	754	11,791件
	17.8	30.3	30.1	8.9	-	0.1	0.7	5.7	6.4	100.0%
5年度	1,978	3,292	3,065	1,386	-	4	61	727	668	11,181件
	17.7	29.4	27.4	12.4	-	0.0	0.6	6.5	6.0	100.0%

⑥ 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
3年度	532	9,554	1,082	135	11,303件
	4.7	84.5	9.6	1.2	100.0%
4年度	476	10,120	1,019	176	11,791件
	4.0	85.8	8.7	1.5	100.0%
5年度	530	9,540	934	177	11,181件
	4.7	85.3	8.4	1.6	100.0%

⑦ 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
3年度	8,911	368	742	1,282	11,303件
	78.8	3.3	6.6	11.3	100.0%
4年度	9,225	313	635	1,618	11,791件
	78.2	2.7	5.4	13.7	100.0%
5年度	8,969	274	288	1,650	11,181件
	80.2	2.4	2.6	14.8	100.0%

(2) SNS 等を活用した相談

「福岡市こどもタブレット相談（令和4年7月開始）」と「親子のための相談LINE（令和4年11月開始）」からの相談について計上しています。

区分	こどもタブレット相談	親子のための相談LINE
4年度	3,776	59
虐待相談	132	2
5年度	3,518	389
虐待相談	132	34

3 面接相談等の状況

(1)～(5)における「①相談種別」「②相談経路別」「③相談受付時年齢別」には、当該年度中に児童相談所において受理した相談の件数を計上しています。(この件数には、新規で相談を受理した件数のほか、過去に支援を終了したこども又は支援を継続中のこどもについて、新たに相談を受け付けた件数も含まれます)。また、「④相談対応別」には、受理した相談について当該年度中に対応した件数を計上しています。

(1) 面接相談(総計)

ここでは、令和5年度の相談全体の件数を記載しています。相談種別ごとの詳細については、10ページ以降をご確認ください。

① 相談種別

区分	養護 相談	児童虐待 相談※3-1	その他 の相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	計
3年度	3,231	2,685	546	3,812	118	365	18	7,544件
	42.8	35.6	7.2	50.5	1.6	4.8	0.3	100.0%
4年度	3,598	3,057	541	3,537	174	380	3	7,692件
	46.8	39.7	7.0	46.0	2.2	4.9	0.1	100.0%
5年度	3,669	3,282	387	4,112	218	439	3	8,441件
	43.5	38.9	4.6	48.7	2.6	5.1	0.1	100.0%

※3-1 児童虐待相談：児童虐待に関する相談のうち、児童の安全確認の結果を踏まえた会議等の結果により、児童虐待相談に該当しないと分類されたものは含みません。

② 相談経路別

区分	児童 本人	家族 ・ 親戚	福祉 事務所	児童福祉 施設・里 親	警察等	家庭 裁判所	保健所・ 医療機関	学校等	近隣 ・ 知人	その他 ※3-2	計
3年度	29	2,899	956	29	2,059	39	233	160	515	625	7,544件
	0.4	38.4	12.7	0.4	27.3	0.5	3.1	2.1	6.8	8.3	100.0%
4年度	138	2,847	889	48	2,390	35	229	141	500	475	7,692件
	1.8	37.0	11.5	0.6	31.1	0.5	3.0	1.8	6.5	6.2	100.0%
5年度	160	3,356	991	58	2,437	27	224	203	539	446	8,441件
	1.9	39.8	11.7	0.7	28.9	0.3	2.7	2.3	6.4	5.3	100.0%

※3-2 その他：他の児童相談所、障がい福祉サービス事業所等

③ 相談受付時年齢別

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	1,226	2,496	1,968	1,084	770	7,544件
	16.2	33.1	26.1	14.4	10.2	100.0%
4年度	1,288	2,688	2,090	1,030	596	7,692件
	16.7	35.0	27.2	13.4	7.7	100.0%
5年度	1,312	2,945	2,197	1,196	791	8,441件
	15.5	34.9	26.0	14.2	9.4	100.0%

④ 相談対応別

区分	面接指導 ※3-3			児童福祉司指導	市町村送致	児童福祉施設措置(通所含む)	里親委託	障がい児入所施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん							
3年度	4,503	553	30	9	552	22	16	1,529	330	7,544件
	59.7	7.3	0.4	0.1	7.3	0.3	0.2	20.3	4.4	100.0%
4年度	3,736	671	18	11	856	31	12	1,708	649	7,692件
	48.6	8.7	0.2	0.1	11.1	0.4	0.2	22.2	8.5	100.0%
5年度	4,357	611	14	4	777	23	7	1,993	655	8,441件
	51.6	7.2	0.2	0.1	9.1	0.3	0.1	23.6	7.8	100.0%

※3-3 面接指導は3種類に分類されます。(福祉行政報告例のとおり)

助言指導：1～3回程度の助言、指導等を与えることによる指導対応を行うことを決定したもの

継続指導：心理療法やカウンセリング、面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施することを決定したもの

他機関あっせん：他の児童相談所、福祉事務所、保健所等他の機関に移管、あっせん紹介したもの

(2) 養護相談

保護者の病気・家出等のため家庭養育が困難な子ども、迷子等適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもに関する相談です。

① 相談種別

区分	家出・失踪	死亡	離婚	傷病	家族環境		その他 ※3-4	計
					虐待 ※3-5	その他		
3年度	3	4	3	82	2,685	231	223	3,231件
	0.1	0.1	0.1	2.5	83.1	7.2	6.9	100.0%
4年度	1	1	0	61	3,057	252	226	3,598件
	0.0	0.0	0.0	1.7	85.0	7.0	6.3	100.0%
5年度	1	2	0	50	3,282	113	221	3,669件
	0.1	0.1	0.0	1.3	89.4	3.1	6.0	100.0%

※3-4 その他：他機関からのケース移管や情報提供等

※3-5 虐待：内訳は下の表のとおりです。児童虐待に関する相談状況の詳細については、18 ページ「5 児童虐待防止対策」をご参照ください。

区分	身体的虐待	性的虐待	放任虐待	心理的虐待	計
3年度	515	25	279	1,866	2,685件
	19.2	0.9	10.4	69.5	100.0%
4年度	681	29	315	2,032	3,057件
	22.3	0.9	10.3	66.5	100.0%
5年度	710	35	398	2,139	3,282件
	21.6	1.1	12.1	65.2	100.0%

② 相談経路別

区分	児童 本人	家族 ・ 親戚	福祉 事務所	児童福祉 施設・ 里親	警察	家庭 裁判所	保健所	学校	近隣 ・ 知人	その他	計
3年度	25	118	181	15	1,941	18	1	143	512	277	3,231件
	0.8	3.7	5.6	0.5	60.0	0.6	0.0	4.4	15.8	8.6	100.0%
4年度	137	133	125	31	2,211	15	0	128	497	321	3,598件
	3.8	3.7	3.5	0.9	61.4	0.4	0.0	3.6	13.8	8.9	100.0%
5年度	156	145	137	35	2,213	10	0	183	535	255	3,669件
	4.2	4.0	3.7	1.0	60.3	0.3	0.0	5.0	14.6	6.9	100.0%

③ 相談受付時年齢別

区分	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	689	624	562	498	526	332	3,231件
	21.3	19.3	17.4	15.4	16.3	10.3	100.0%
4年度	769	650	616	596	606	361	3,598件
	21.4	18.1	17.1	16.6	16.8	10.0	100.0%
5年度	771	642	619	629	604	404	3,669件
	21.0	17.5	16.9	17.1	16.5	11.0	100.0%

④ 相談対応別

区分	面接指導			児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設措置 (通所含む)	里親委託	障がい児 入所施設 等への利 用契約	その他	計
	助言 指導	継続 指導	他機関 あつせん							
3年度	2,060	249	0	9	552	17	16	0	328	3,231件
	63.8	7.7	0.0	0.3	17.1	0.5	0.5	0.0	10.1	100.0%
4年度	1,748	316	0	11	853	20	12	0	638	3,598件
	48.6	8.8	0.0	0.3	23.7	0.6	0.3	0.0	17.7	100.0%
5年度	2,018	234	0	4	777	15	7	0	614	3,669件
	55.0	6.4	0.0	0.1	21.2	0.4	0.2	0.0	16.7	100.0%

(3) 障がい相談

肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい、知的障がい、発達障がい等のあるこどもの療育や家庭での養育、施設入所に関する相談です。

① 相談種別

区分	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	計
3年度	128	32	133	32	3,483	4	3,812件
	3.4	0.8	3.5	0.8	91.4	0.1	100.0%
4年度	127	25	102	67	3,200	16	3,537件
	3.6	0.7	2.9	1.9	90.5	0.4	100.0%
5年度	71	32	94	73	3,819	23	4,112件
	1.7	0.8	2.3	1.8	92.9	0.5	100.0%

② 相談経路別

区分	児童本人	家族・親戚	福祉事務所	児童福祉施設・里親	警察	家庭裁判所	保健所	学校	近隣・知人	その他	計
3年度	0	2,523	769	9	1	0	133	0	0	377	3,812件
	0.0	66.2	20.2	0.2	0.0	0.0	3.5	0.0	0.0	9.9	100.0%
4年度	0	2,452	759	12	0	0	112	0	0	202	3,537件
	0.0	69.3	21.5	0.3	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	5.7	100.0%
5年度	0	2,896	847	15	0	0	108	0	0	246	4,112件
	0.0	70.4	20.6	0.4	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	6.0	100.0%

③ 相談受付時年齢別

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	531	1,820	742	360	359	3,812件
	13.9	47.8	19.5	9.4	9.4	100.0%
4年度	507	1,998	692	184	156	3,537件
	14.3	56.5	19.6	5.2	4.4	100.0%
5年度	535	2,244	738	330	265	4,112件
	13.0	54.6	18.0	8.0	6.4	100.0%

④ 相談対応別

区分	面接指導			児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設措置 (通所含 む)	里親委託	障がい児 入所施設 等への利 用契約 ※3-6	その他	計
	助言 指導	継続 指導	他機関 あっせん							
3年度	2,259	4	20	0	0	0	0	1,529	0	3,812件
	59.3	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	40.1	0.0	100.0%
4年度	1,800	11	10	0	3	0	0	1,708	5	3,537件
	50.9	0.3	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	48.3	0.1	100.0%
5年度	2,062	7	10	0	0	0	0	1,993	40	4,112件
	50.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	48.5	1.0	100.0%

※3-6 障がい児入所施設等への利用契約：

障がい児入所施設等の入所受給者証の交付の他、障がい児通所支援（未就学児に限る）に関する受給者証の交付も含まれます。

（４） 非行相談

家出、不良交遊等のく犯行為のあるこどもの相談や、13歳以下で窃盗・暴行傷害等の触法行為のあることに関する相談です。

① 相談種別

区分	無断外泊・家出等	不純異性交遊・不良交流	性的非行	金品等持出	窃盗	放火	暴行傷害等	薬物等乱用	その他※3-7	計
3年度	21	0	15	9	26	2	15	4	26	118件
	17.8	0.0	12.7	7.7	22.0	1.7	12.7	3.4	22.0	100.0%
4年度	35	0	19	11	43	8	16	0	42	174件
	20.1	0.0	10.9	6.3	24.7	4.6	9.2	0.0	24.2	100.0%
5年度	59	0	16	10	63	0	28	1	41	218件
	27.1	0.0	7.3	4.6	28.9	0.0	12.8	0.5	18.8	100.0%

※3-7 その他：家庭裁判所からの調査依頼、飲酒・喫煙、詐欺、道交法違反等

② 相談経路別

区分	児童本人	家族・親戚	福祉事務所	児童福祉施設・里親	警察（通告）	警察（送致）	家庭裁判所	保健所	学校	近隣・知人	その他	計
3年度	1	14	0	2	75	0	21	0	1	1	3	118件
	0.8	11.9	0.0	1.7	63.6	0.0	17.8	0.0	0.8	0.8	2.6	100.0%
4年度	0	25	1	0	114	3	20	0	1	0	10	174件
	0.0	14.4	0.6	0.0	65.5	1.7	11.5	0.0	0.6	0.0	5.7	100.0%
5年度	1	23	0	1	164	4	17	0	1	0	7	218件
	0.5	10.5	0.0	0.5	75.2	1.8	7.8	0.0	0.5	0.0	3.2	100.0%

③ 相談受付時年齢別

区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	0	1	37	54	26	118件
	0.0	0.8	31.4	45.8	22.0	100.0%
4年度	0	0	48	83	43	174件
	0.0	0.0	27.6	47.7	24.7	100.0%
5年度	0	0	54	103	61	218件
	0.0	0.0	24.8	47.2	28.0	100.0%

④ 相談対応別

区分	面接指導			児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設措置 (通所含 む)	うち、 児童自立 支援施設	里親委託	障がい児 入所施設 等への利 用契約	その他	計
	助言 指導	継続 指導	他機関 あっせん								
3年度	73	44	1	0	0	0	0	0	0	0	118件
	61.9	37.3	0.8	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	100.0%
4年度	90	76	1	0	0	3	3	0	0	4	174件
	51.7	43.7	0.6	0.0	0.0	1.7	—	0.0	0.0	2.3	100.0%
5年度	134	80	0	0	0	3	2	0	0	1	218件
	61.5	36.7	0.0	0.0	0.0	1.4	—	0.0	0.0	0.4	100.0%

(5) 育成相談

こどもの性格行動、しつけ、適性、不登校等に関する相談です。

① 相談種別

区分 ※3-8	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつ け相談	計
3年度	177	166	6	16	365件
	48.5	45.5	1.6	4.4	100.0%
4年度	198	172	4	6	380件
	52.1	45.3	1.0	1.6	100.0%
5年度	226	202	3	8	439件
	51.5	46.0	0.7	1.8	100.0%

※3-8 区分は以下のとおりです。

性格行動相談：こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有するこどもに関する相談

不登校相談：学校等に在籍中で、登校していない状態にあるこどもに関する相談

適性相談：進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談

育児・しつけ相談：家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談

② 相談経路別

区分	児童 本人	家族 ・ 親戚	福祉 事務所	児童福祉 施設・ 里親	警察	家庭 裁判所	保健所	学校	近隣 ・ 知人	その他	計
3年度	3	242	3	4	42	0	50	14	2	5	365件
	0.8	66.3	0.8	1.1	11.5	0.0	13.7	3.8	0.6	1.4	100.0%
4年度	1	236	4	5	61	0	49	8	3	13	380件
	0.3	62.1	1.0	1.3	16.1	0.0	12.9	2.1	0.8	3.4	100.0%
5年度	2	291	7	7	56	0	57	11	4	4	439件
	0.4	66.3	1.6	1.6	12.8	0.0	13.0	2.5	0.9	0.9	100.0%

③ 相談受付時年齢別

区分	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	4	50	45	80	144	42	365件
	1.1	13.7	12.3	21.9	39.5	11.5	100.0%
4年度	12	40	54	83	155	36	380件
	3.2	10.5	14.2	21.8	40.8	9.5	100.0%
5年度	6	59	54	102	159	59	439件
	1.4	13.4	12.3	23.3	36.2	13.4	100.0%

④ 相談対応別

区分	面接指導			児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設措置 (通所含む)	里親委託	障がい児 入所施設 等への利 用契約	その他	計
	助言 指導	継続 指導	他機関 あっせん							
3年度	100	249	9	0	0	5	0	0	2	365件
	27.4	68.2	2.5	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.5	100.0%
4年度	97	267	7	0	0	8	0	0	1	380件
	25.5	70.3	1.8	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.3	100.0%
5年度	142	288	4	0	0	5	0	0	0	439件
	32.4	65.6	0.9	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	100.0%

(6) 心理面接等の状況

① 医学診断・心理検査・カウンセリング件数

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。心理検査や心理療法等は、心理職が行っており、知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-Vを、発達検査は、遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、P-Fスタディなどを実施しています。

また、治療が必要と思われるこどもには、カウンセリングや遊戯療法（※3-9）、箱庭療法（※3-10）等の心理治療を実施しています。

※3-9 遊戯療法：遊びを媒介として、こどもの精神の安定を図り、不適応状態からの回復を目指す心理療法

※3-10 箱庭療法：砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせる心理療法

区分	医 学 診 断		心 理 検 査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・ 指導	医学的 検査	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他	面接・ 観察	医師	児童 心理司等	
3年度	386	204	1,465	833	171	239	4,719	0	4,538	12,555件
	3.1	1.6	11.7	6.6	1.4	1.9	37.6	0.0	36.1	100.0%
4年度	404	239	1,293	834	199	391	4,483	0	4,891	12,734件
	3.2	1.9	10.2	6.5	1.5	3.1	35.2	0.0	38.4	100.0%
5年度	398	218	1,414	858	208	380	4,247	0	4,985	12,708件
	3.1	1.7	11.1	6.8	1.7	3.0	33.4	0.0	39.2	100.0%

② 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

各区の保健福祉センターに児童心理司が出向いて、発達上の問題が疑われるこどもに面接しています。

区 分		養護	肢体 不自由	視聴覚 障がい	言語 発達等	重症 心身	知的 障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・ 行動	計
3年度	1歳6か月	0	0	0	53	0	0	0	1	0	2	56件
	3歳	0	0	0	72	0	0	0	2	0	34	108件
4年度	1歳6か月	0	0	0	46	0	0	0	0	0	13	59件
	3歳	0	0	0	59	0	0	0	0	0	38	97件
5年度	1歳6か月	0	0	0	37	0	0	0	0	0	6	43件
	3歳	0	0	0	56	0	0	0	1	0	50	107件

③ 療育手帳判定件数

18歳未満のこどもに対して、療育手帳（※3-11）新規交付に伴う判定及び再判定を行っています。

※3-11 療育手帳：知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種福祉サービスを受けやすくしたりするための手帳

区分	新規	再判定	計
3年度	692	1,047	1,739件
4年度	693	806	1,499件
5年度	773	908	1,681件

4 児童福祉施設等

(1) 児童福祉施設及び里親等への措置状況（年度末在籍人数）

区分	乳児院	児童養護施設	障がい児入所施設 (措置)	児童心理治療施設		児童自立支援施設	里親 ※3-12	FH ※3-13	計
				入所	通所				
3年度	5	115	24	13	11	4	103	72	347人
4年度	7	107	23	18	17	4	102	66	344人
5年度	11	110	25	15	20	3	93	62	339人

※3-12 里親：養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親。

※3-13 FH：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

(2) その他施設への入所状況（年度末在籍人数）

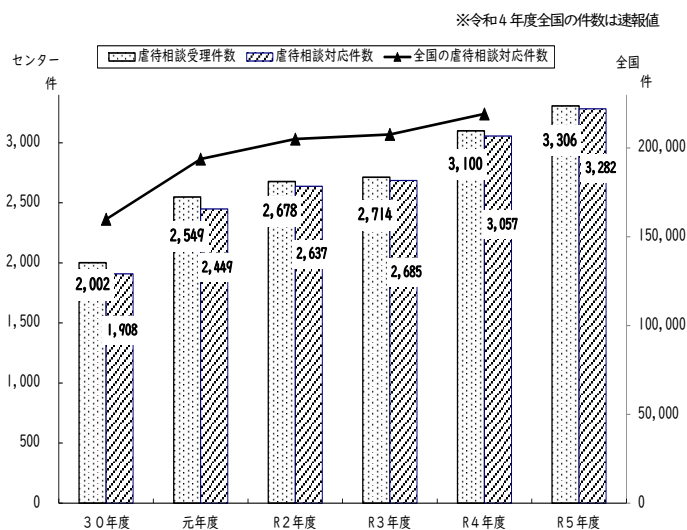
児童福祉法第27条第1項第3号に基づく措置以外での入所状況です。

区分	障がい児入所施設 (契約)	自立援助ホーム
3年度	34	12
4年度	35	14
5年度	40	12

5 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待に関する相談状況

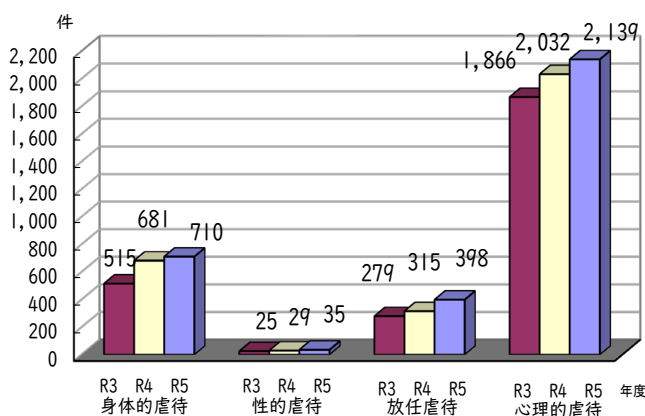
① 虐待相談件数



令和5年度の虐待相談受理件数は3,306件、対応件数は3,282件です。対応件数とは、調査の結果、虐待・虐待の疑いがあると認められない件数を受理件数から除外したものです。虐待相談受理件数、対応件数ともに、過去最多となりました。

これは、前年度から引き続き警察からの通告件数が増加したことが要因と思われます。また、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会や各区要保護児童支援地域協議会の活動、市民への広報・啓発活動を強化したことにより、市民の関心が高まったことも、通告件数が増加した要因の一つと考えられます。

② 虐待内容別受付状況

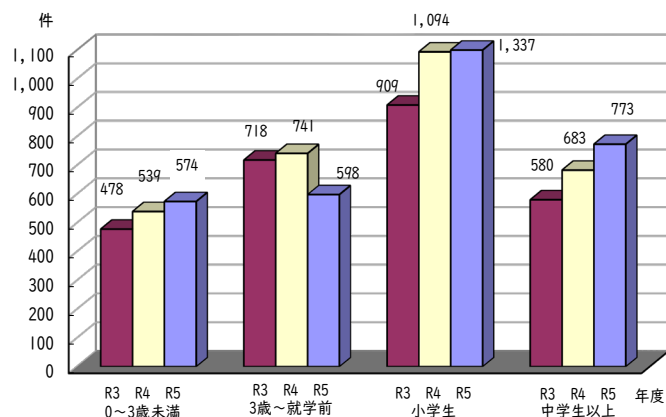


令和5年度は、全ての虐待種別の件数が前年度を上回りました。また、前年度同様心理的虐待が一番多く、虐待種別件数で6割超を占めています。

心理的虐待のうち約30%は、家庭における暴力の目撃等による警察等からのいわゆる面前DV通告です。

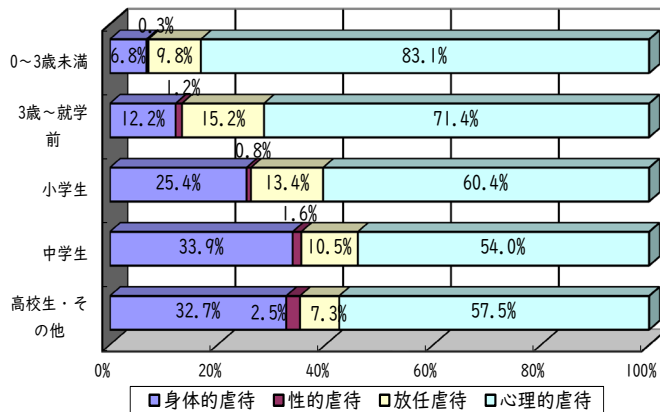
性的虐待は毎年数パーセントで推移していますが、顕在化しにくい虐待であり、実数はこれよりも多いことが考えられます。

③ 年齢階層別受付状況



被虐待児の年齢では、0歳から小学生までのこどもが約8割を占めており、特に乳幼児に起こる児童虐待の場合は、生命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、医療機関や区役所等関係諸機関との連携・協力が必要不可欠です。

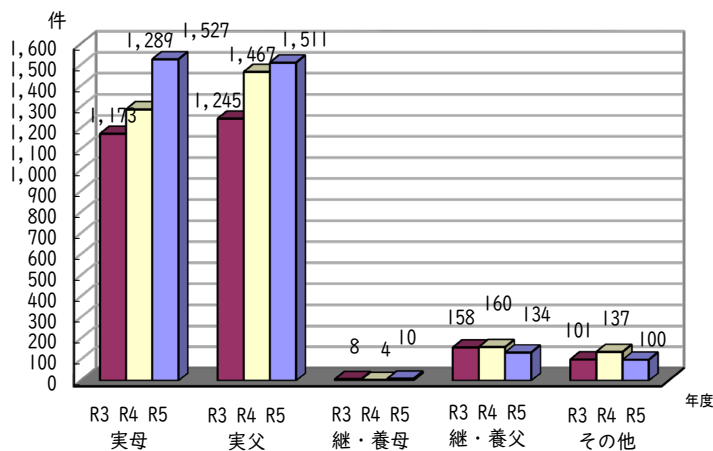
④ 年齢階層別・虐待内容別受付状況



年齢階層別にみた虐待種別の状況では、全ての年齢階層で心理的虐待の割合が一番多く、特に乳幼児は約8割となっています。

なお、性的虐待については、虐待を受け始めた時期は、小学生や幼児期からというケースも少なくありません。

⑤ 虐待者内訳

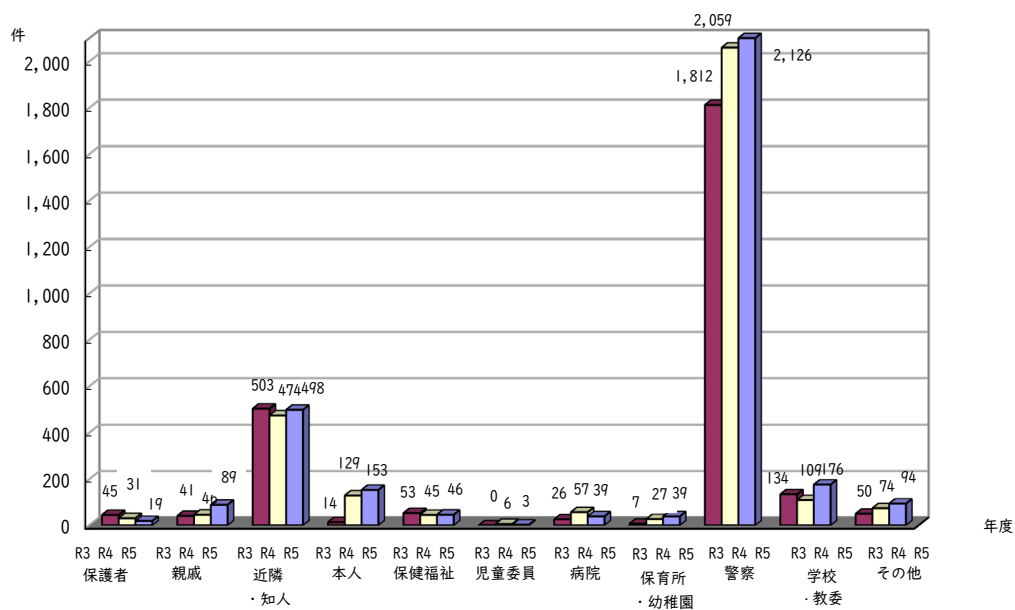


虐待者としては、前年度同様実父が実母を上回る件数となっています。実父や継・養父の件数については、急増した警察からのいわゆる面前DV通告のDV加害者の多くが実父等であることが影響しているからです。

実母の件数が多い背景には、家事・育児が母親に負わされていることなどが背景にあると考えられます。

その他は、祖父母やおじ・おばなどの親族が主です。

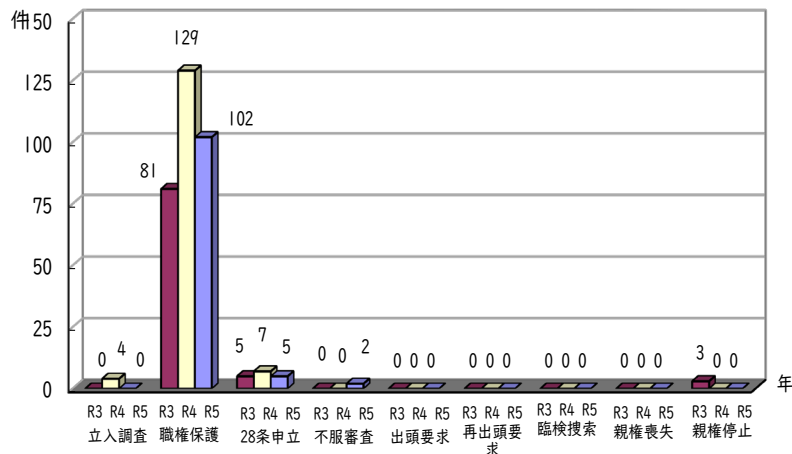
⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、前年度から引き続き、いわゆる面前DV通告を含む警察からの通告が最も多くなっています。

また、警察を除くと例年、近隣・知人からの相談が最も多くなっています。これは、少しでも心配な家庭があれば通告する意識が高まったことや、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものとされます。

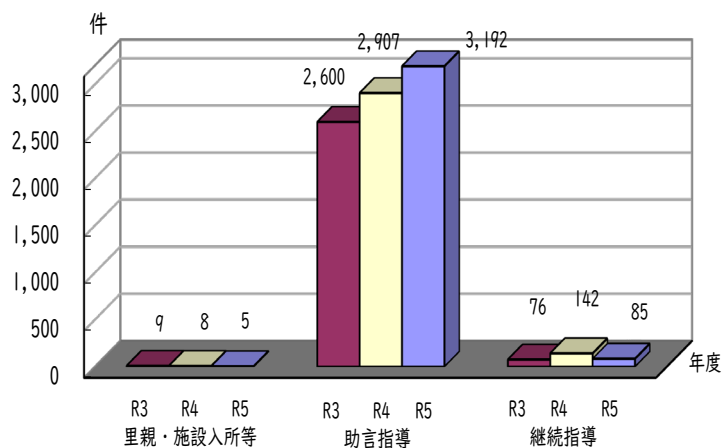
⑦ 立入調査等件数



保護者の同意を得ずに一時保護を行う、いわゆる職権保護は102件でした。

保護者の意に反して施設や里親に措置するための、家庭裁判所への28条申立件数は、令和5年度は5件で、この3年間は同水準で推移しています。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設や里親への措置となる割合はわずかで、約99%の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。

そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携などネットワークの強化や家庭支援が、今後も重要となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業 (MY TREE ペアレンツ・プログラム)

ア 目的・概要

MY TREE ペアレンツ・プログラムの研修を受けた認定実践者がグループを運営し、「セルフケア」と「問題解決力」を回復することで、虐待行動を終止することを目的としています。

イ 実施状況 (令和5年9月1日～令和6年3月31日)

■対象件数 3件

② 子育て見守り訪問員派遣事業

ア 目的・概要

急増する泣き声通告や保護者からの緊急保護の要請に対応するため、特に夜間と休日の児童の安全確認体制を強化しています。(平成24年7月より開始)

休日及び夜間の泣き声等の通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、児童の安全確認や児童移送を行います。

泣き声通告の対応の場合、児童相談所からの訪問ではかえって育児不安を増長する可能性があることから、民間委託の訪問員が訪問することにより、より支援的な関わりを行うことができます。

イ 実施状況 (令和5年度)

- 訪問世帯数 152件
- 延べ訪問件数 270件
- 訪問した世帯において児童を目視できた割合 76.9%
- 児童の移送を行った件数 3件

③ 法的対応機能強化事業

ア 目的・概要

児童虐待相談等について、弁護士から援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、的確で円滑な援助を行うことを目的とした事業です。平成31年度からは弁護士を週1回配置し(2名で隔週交替)、法的助言を依頼しています。さらに、家庭裁判所への申立の一部を外部の弁護士に委託しています。なお、平成23年度から、弁護士資格を持つ職員を常勤で配置しています。

イ 実施状況

弁護士配置回数	48回
相談件数	72件
家事審判手続き (児福法28条申立等)	4件

④ 医学的専門相談事業

ア 目的・概要

児童虐待相談について、医学の専門家による援助を得ることにより、こども総合相談センターが適切な対応と円滑な支援を行うことを目的とした事業です。児童の傷や痣などについて、法医学医等から所見を得ています。

イ 実施状況

区分	法医学的助言
3年度	16件
4年度	23件
5年度	25件

⑤ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(ア) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議などを行っています。

(イ) 設置 平成 18 年度 市レベル及び区レベルに設置

(ウ) 構成メンバー（市要保護児童支援地域協議会構成機関・団体）

市医師会、県弁護士会、市歯科医師会、県助産師会、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、市社会福祉事業団、県母子福祉協会、福岡大学病院、ふくおか・こどもの虐待防止センター、SOS子どもの村JAPAN、ワーカーズコープ、キアセット、市民生委員児童委員協議会、市児童福祉施設協議会、市里親会、市保護司会連絡協議会、県警察本部、福岡法務局、市教育委員会指導部、市消防局警防部、市配偶者暴力相談支援センター、市保健福祉センター、市こども未来局、市こども総合相談センター

(エ) 事務局 福岡市：こども緊急支援課、区：保健福祉センター

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会（平成 18 年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議）

(ア) 概要 要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成 19 年（前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は 13 年度設置）

(ウ) 構成委員

県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県私学協会、県私立幼稚園振興協会、県PTA連合会、県児童養護施設協議会、県保育協会、県民生児童委員協議会、県里親会、県弁護士会、福岡法務局、県市長会、県町村長会、県福祉労働部、県警察本部少年課、県教育庁義務教育課、県青少年育成課、県男女共同参画推進課、県こども未来課、県子育て支援課、県障がい福祉課、県保健福祉環境事務所長会、県女性相談支援センター、北九州市子ども総合センター、福岡市こども総合相談センター、県福岡児童相談所ほか県内各児童相談所

(エ) 事務局 福岡県福祉労働部こども福祉課

6 一時保護所（まりんルーム）の状況

（１） 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、以下のとおりです。（「一時保護ガイドライン」より抜粋）

① 緊急保護

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりです。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

② アセスメントのための一時保護（アセスメント保護）

アセスメント保護は、適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う（里親等へ委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む）。アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

③ 短期入所指導

子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する。

（２） 一時保護所の状況

定 員：20名（男児ユニット5名、女児ユニット5名、その他居室10名）

対象者：概ね学齢児から18歳未満の子ども

（３） 相談種別人数

区分	養護相談		非行相談	育成相談	その他の相談	計
		虐待				
3年度	272	100	24	36	0	332人
	81.9	30.1	7.2	10.9	0.0	100.0%
4年度	277	104	52	23	7	359人
	77.2	29.0	14.5	6.4	1.9	100.0%
5年度	221	113	77	42	1	341人
	64.8	33.1	22.6	12.3	0.3	100.0%

※この表は、その年度に一時保護を実施した児童の実人数を示したものです。

令和5年度に一時保護を実施した児童の延べ人員は5,918人で、一日平均の保護人員は16.2人（令和4年度は16.6人）となっています。また、一人あたりの平均保護日数は16.9日（令和4年度は16.0日）です。

(4) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
3年度	5	106	130	91	332人
	1.5	31.9	39.2	27.4	100.0%
4年度	3	112	126	118	359人
	0.8	31.2	35.1	32.9	100.0%
5年度	4	95	113	129	341人
	1.2	27.9	33.1	37.8	100.0%

(5) 一時保護所（まりんルーム）の生活

① 日課

一時保護所に入所することも、一時保護の機能からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由で楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心にこどもの学力に合わせた学習プリントなどを使い、こどもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百マス計算練習をして集中力を高めます。

午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

まりんルームの日課	
時刻	日課
7:15	起床・検温・掃除
7:50	朝食 歯みがき
8:30	読書
9:00	学習 小学生と中学生以上に別れて学習します
12:00	昼食 歯みがき
12:30	読書
13:00	スポーツ みんな一緒にルールを守ってスポーツを楽しみます
14:30	入浴
15:00	おやつ・自由時間
18:00	夕食 歯みがき
18:30	日記 自由時間
21:00	就寝準備
21:30	就寝

② 所内・所外の活動

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習や制作などを行い、所外ではスケートやデイキャンプなどに出かけています。また、気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

ボランティア団体の支援を受けて、芋掘り、ダンス教室などを行っています。

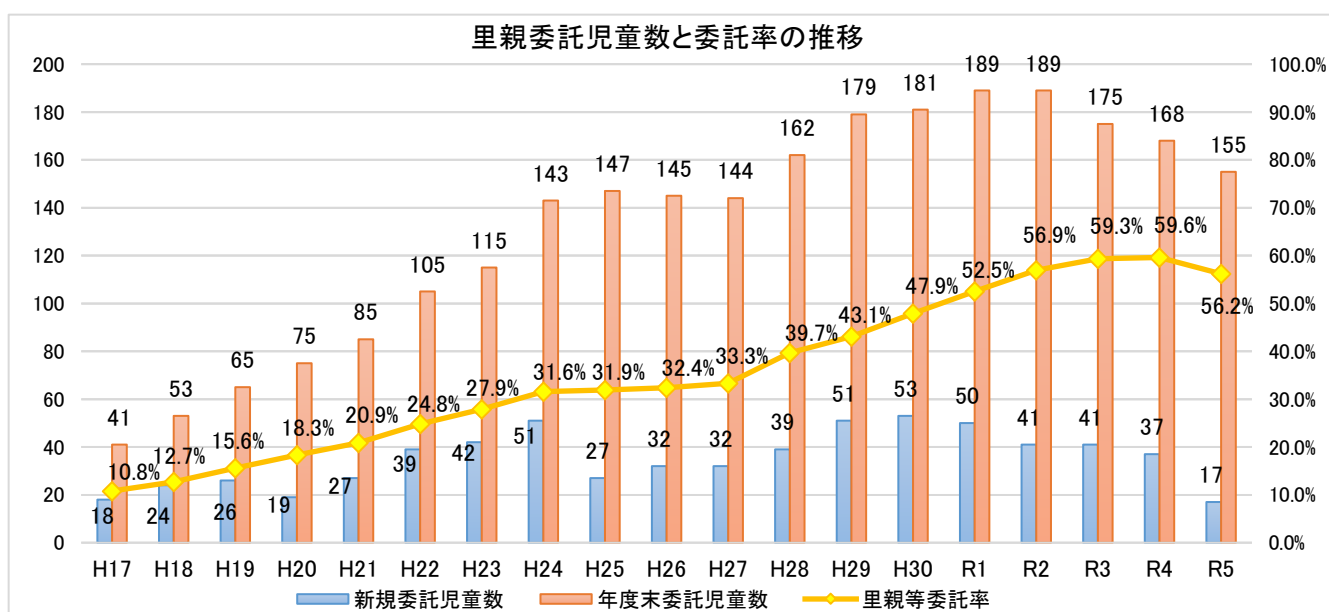
7 里親制度推進事業

(1) 概要

こどもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に家庭で生活が困難なこどもをあたためた愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められています。

■里親登録・人員及び委託児童人員（年度末日時点） ※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

	里親登録数（世帯数）						委託里親数						委託児童数					
	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
3年度	199	12 (12)	82 (24)	6	15 (15)	263	64	0	5	6	15	90	87	0	5	11	72	175
4年度	213	12 (12)	78 (19)	5	14 (14)	277	62	0	9	4	13	88	87	0	8	7	66	168
5年度	257	10 (10)	91 (29)	5	14 (14)	324	63	0	4	5	13	85	84	0	3	6	62	155



(2) 里親制度の広報啓発

■ 出前講座（「知ってください！「里親」のこと」）

校区社会福祉協議会や学生等に対して、里親制度に関する出前講座を開催しています。

(3) 里親研修

登録済みの里親向けの研修として、「フォスタリングチェンジプログラム」を実施しています。

「フォスタリングチェンジプログラム」は、社会的養護下のこどもの理解や養育に関する具体的なスキルを学ぶためのプログラムです。「SOS 子どもの村 JAPAN」との共働で、イギリスのモーズレイ病院で開発された「フォスタリングチェンジプログラム」を毎年度実施しています。

SOS 子どもの村とこども総合相談センターの職員がファシリテーターとなり、応募された 6 人の里親を対象に、全 12 回（3 か月間）で行います。グループワークなので参加した里親同士での学びの場ともなり、養育のスキルアップに有効な研修です。

(4) 里親養育支援事業

里親制度の普及啓発推進と里親・委託児童への支援充実を図るため、NPO 法人に業務を委託し、共働で事業を実施しています。

① 目的

NPO 法人等の地域浸透力を活かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親及び委託児童への支援の充実を図ります。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行います。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	人数
1	R5.9.17	テーマ：里親さんを〈地域〉で支えること 伊藤 嘉余子氏（大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授） 他	67 名
2	R6.2.18	テーマ：親子を支える里親のかたちを考える 藤田 琴子（一般社団法人 青草の原 代表） 他	191 名

イ 里親カレッジ・里親カフェ

里親制度に関する基礎的な講座として里親カレッジを開催しています。里親登録前の研修を兼ねているため、里親登録希望者を中心に実施しています。令和5年度は4回開催し、106名（延べ人数）が受講しています。

また、里親が集い、養育についての話し合いなど定期的な交流を行う場として里親カフェを開催し、里親相互の情報交換や養育技術向上などを図っています。令和5年度は6回開催し、90名（延べ人数）の里親が参加しています。

ウ 里親及び委託児童への支援体制づくり

市民フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、支援者の発掘・登録を行い、里親及び委託児童のニーズに応じた情報提供、紹介などを実施しています。

エ 里親委託等推進委員会

- ・構成 福岡市里親会、福岡市児童福祉施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者等
- ・実施回数 年2回 ※令和5年度は2回実施

(5) 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

里親支援業務の実績がある NPO 法人に業務を委託し、保護者の病気や経済問題など様々な事情により自宅で生活することができなくなったこどもの緊急かつ短期の一時保護委託やショートステイならびに中長期的な養育が可能な養育里親の新規開拓、研修、アセスメント、委託時のマッチング、委託後の養育支援など包括的な里親支援を、こども総合相談センターと連携しながら、実践しています。

業務を受託した NPO 法人は、令和5年度末までに86世帯の里親登録を実現させ、順次、措置や一時保護委託での活動を展開しています。

8 思春期相談事業

(1) 電話相談

思春期の子どもや保護者等からの性（性感染症、避妊、妊娠、中絶など）やひきこもりなどに関する相談も電話相談（24 時間対応）で受けています（6 ページ参照）。令和 5 年度の電話相談のうち、思春期の年齢（中学生から 20 歳未満）に関する相談は 4,451 件で、全体の約 4 割を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために、女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

令和 5 年度 女の子専用相談総数 325 件

(3) ひきこもりに関する相談

中学卒業後から 20 歳未満のひきこもりに関する相談について、面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

令和 5 年度の相談件数 実数 39 件 延べ数 237 件

(4) 思春期集団支援事業（愛称「Peaceful」）

① 事業内容

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門的見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供し、総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

子ども総合相談センター 6 階、週 3 回（月、火、木 13:00～17:00）

③ 対象児童

子ども総合相談センターの相談者であり、保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後ほとんど自宅で過ごしている子どもや、対人緊張が強くひきこもりがちな子ども。

④ 実施状況

区 分	実施回数	参加者数
3 年度	126	540
4 年度	139	694
5 年度	141	710

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者等の間の情報交換や自助的な活動を支援する会。

令和 5 年度 実施回数 5 回 参加者延数 35 人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業（思春期訪問相談員派遣事業）

① 事業内容

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態のこどもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、こどもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っています。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われるこどもで、訪問に対する保護者等の了解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者等が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催の養成講座を受講した者。

⑤ 派遣状況

区分	延派遣者数	相談員登録者数
3年度	14	15
4年度	17	21
5年度	17	20

⑥ 思春期訪問相談員養成講座

訪問相談員およびピアスタッフを養成するため、ひきこもりの訪問支援の概要や技術などについて講座を実施。

場 所： こども総合相談センター 7階視聴覚室

実施回数： 2回（1クール）

参加者： 実18人、延28人

(7) 「思春期ひきこもり支援フォーラム」

日 時： 令和5年10月1日（日）14:00～16:00

場 所： こども総合相談センター 7階視聴覚室

内 容： テーマ 「不登校・ひきこもりという名の迷宮 ～枠にとらわれず、独自のリズムで歩もう～」
ピースフル利用者からの体験談

参加者： 59人

(8) 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター）

① 事業内容

九州産業大学臨床心理センターに児童期のひきこもり地域支援センターを設置し、主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者等を対象に、相談や居場所活動等を行っています。

② 相談状況

区分	相談件数	アウトリーチ支援回数 (訪問支援等)
3年度	640	85
4年度	640	94
5年度	516	84

※相談件数には、電話・メール相談、オンライン面接を含む。

③ 居場所活動「ワンド」及び親の会の状況

居場所：週3回（水、金、土 13：00～16：00）開設

親の会：月1回（原則として第2土曜日 13：00～16：00）

区分	居場所活動		親の会	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
3年度	140	498	13	126
4年度	152	436	11	93
5年度	143	568	12	100

※居場所活動には、オンライン開催を含む。

(9) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

9 教育相談事業

(1) 教育支援センターの運営

① 概況

教育支援センターでは、様々な理由により不登校の状況にあるこども達に対して、学校復帰と社会的自立ができるようにしていくための支援を行っています。「学校に行きたいけど行けない」「人と会うのは緊張する」と悩んでいるこども達が、安心して再登校していくための、橋渡しを行っています。

② 入級生の推移

教室名	定員	R3	R4	R5
はまかぜ学級 (えがお館)	40	31	34	35
まつ風学級 (教育センター)	20	17	17	17
すまいる学級東箱崎教室 (東箱崎小)	8	7	7	4
すまいる学級東住吉教室 (東住吉小)	8	4	4	5
合 計	76	59	59	61

(2) 不登校支援のための学校訪問

学校における不登校問題への取り組みを支援しています。指導主事等が学校を訪問して、不登校児童生徒の支援計画書等を基に、管理職、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と必要に応じて協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。

事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている福岡市立の小学1年生から中学3年生に対して、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒の悩みや不安を解消します。

(4) スクールカウンセラー活用事業

いじめや不登校等の早期発見、早期対応や、カウンセリングを通して児童生徒・保護者・教職員の心のケアを行うことを目的とした事業です。スクールカウンセラーを全ての市立学校に週1～2日（8時間）配置し、児童生徒や保護者の心の悩みについて、公認心理師や臨床心理士の立場からカウンセリングを行っています。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供、④配置校へのカウンセリング支援、⑤その他所属長が必要と認めたもの、です。

(5) スクールソーシャルワーカー活用事業

教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒や家庭、学校等の環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の抱える課題の改善を図ることを目的とした事業です。スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の立場から支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成30年度から、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に週1～2日配置しました。

さらに、令和元年度からは、正規職員である拠点校スクールソーシャルワーカーを配置し、その他のスクールソーシャルワーカーに対し支援・助言を行うことにより、資質向上を図っています。

令和3年度からは、市立高等学校に2名配置、令和4年度からは、特別支援学校に2名、夜間中学に1名配置、令和5年度からは、特別支援学校に3名配置しています。

■ スクールソーシャルワーカー相談件数

区分	不登校	不登校 傾向	いじめ	暴力 行為	非行	対人 関係	児童 虐待	貧困の 問題	家庭 環境	健康 保健	発達 障害	その他	合計
3年度	420	882	17	24	31	219	281	36	1,202	148	277	529	4,066
4年度	558	776	11	26	33	164	317	34	1,114	124	279	501	3,937
5年度	531	694	19	26	38	172	341	32	1,106	135	315	469	3,878

(6) 事件・事故等に関わる学校緊急支援

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒の心のケアのために指導主事や臨床心理士等を派遣し、支援しています。

10 その他

(1) こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯・趣旨

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととされています。（児童福祉法第27条第6項参照）

平成24年8月に子ども・子育て支援法が公布されたことにより、福岡市では「福岡市児童福祉審議会」と「福岡市次世代育成支援推進協議会」とを統合再編し、平成25年9月に「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。

② 審議事項

ア 児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、こどもの最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会に意見を求めます。

（ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。（児童福祉法施行令第32条））

- ・ 児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・ 児童相談所長が必要と認めるとき。

イ 養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っています。また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者の指定及び指定解除についても意見聴取を行っています。

③ 運営

- ・ 委員数 5名
- ・ 開催数 概ね毎月1回

(2) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

- こども総合相談センター ホームページ（URL：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/egaokan/>）
- 福岡市役所ホームページ内「えがお館からのお知らせ」（URL：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-tyousei/life/egaokanhp/egaokanhomepage.html>）

② 出前講座等の実施

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

- 虐待防止（ストップ・ザ虐待） 3回

第3 資 料 集

Ⅰ 福岡市の人口とこどもをとりまく環境

(Ⅰ) 行政区別児童人口

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全 市	343.47	1,645,863	246,469	15.00
東 区	69.46	333,468	54,377	16.30
博多区	31.62	259,657	29,040	11.20
中央区	15.39	212,537	24,786	11.70
南 区	30.98	269,805	43,758	16.20
城南区	15.99	133,586	20,115	15.10
早良区	95.87	224,080	38,987	17.40
西 区	84.16	212,730	35,406	16.60

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※「人口」は令和6年4月1日時点の推計人口、「児童人口」は令和6年3月31日時点の登録人口（日本人・外国人）の数値です。（推計人口と算出方法が違うため差異があります。）

※「児童」とは18歳未満をいいます。

(Ⅱ) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

区分	保育所	幼稚園	小 学 校		中 学 校		高等 学校 (全日制)	特別支 援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全 市	287 [1]	117	150 <1>	142	83	67	40	11
東 区	59	19	30	29	16	15	8	1
博多区	43	12	18	18	12	10	4	2
中央区	34	14	14	12	10	5	6	1
南 区	43	25	26	25	13	12	8	3
城南区	18	12	11	11	6	5	3	0
早良区	39	20	26 <1>	24	12	10	5	2
西 区	51 [1]	15	25	23	14	10	6	2

〔別掲〕

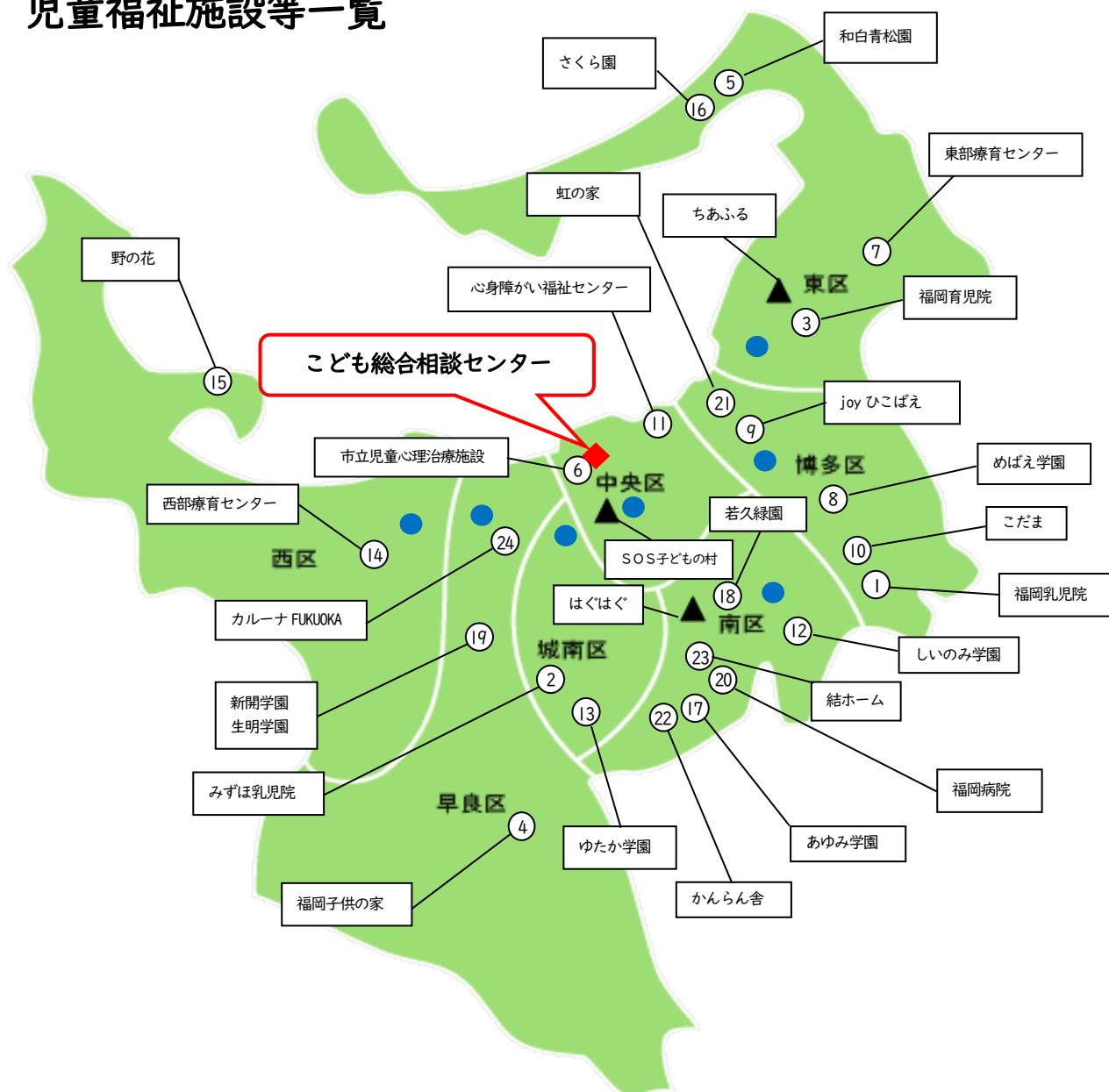
認定こども園	13
地域型保育事業	161

資料：総務企画局企画調整部統計調査課、こども未来局運営支援課、教育委員会教育政策課

※保育所は、福岡市統計書（令和5年度版）より。〔〕はへき地保育所で外数。

※幼稚園、各種学校は、令和5年度教育統計年報より。<>は休校中で内数。

2 児童福祉施設等一覧



※○内の番号は 35 ページの一覧と対応している。

児童福祉施設等と記号				
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	数
こども総合相談センター	◆	1	市立児童発達支援センター	5
区役所（家庭児童相談室、こども家庭センター）	●	7	児童発達支援センター	6
児童家庭支援センター	▲	3	障がい児入所施設	5
乳児院		2	自立援助ホーム	3
児童養護施設		3		
児童心理治療施設		1		

(1) 乳児院

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	福岡乳児院	812-0873	福岡市博多区西春町 1-1-14	092-573-7025	092-593-6661
2	福岡子供の家 みずほ乳児院	814-0153	福岡市城南区樋井川 6-24-16	092-871-6172	092-871-6173

(2) 児童養護施設

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
3	福岡育児院	812-0063	福岡市東区原田 2-11-13	092-621-2241	092-629-5529
4	福岡子供の家	811-1131	福岡市早良区大字西 1 番地	092-803-1217	092-803-1218
5	和白青松園	811-0201	福岡市東区三苦 2-30-1	092-606-2109	092-607-7421

(3) 児童心理治療施設

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
6	福岡市立児童心理治療施設	811-0065	福岡市中央区地行浜 2-1-28	092-707-7566	092-707-5303

(4) 児童発達支援センター

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
7	福岡市立東部療育センター	813-0025	福岡市東区青葉 4-1-1	092-410-8234	092-691-3510
8	福岡市立めばえ学園	812-0897	福岡市博多区半道橋 1-17-1	092-474-0505	092-474-1148
9	児童発達支援センター joy ひこばえ	812-0026	福岡市博多区上川端 6-10	092-271-1588	092-271-1587
10	児童発達支援センター こだま	812-0881	福岡市博多区井相田 2-2-10	092-558-1957	092-558-1958
11	福岡市立心身障がい福祉センター	810-0072	福岡市中央区長浜 1-2-8	092-721-1611	092-712-5918
12	しいのみ学園	811-1302	福岡市南区井尻 1-37-12	092-572-7519	092-572-7519
13	ゆたか学園	814-0155	福岡市城南区大字東油山 161-2	092-861-2990	092-861-3008
14	福岡市立西部療育センター	819-0005	福岡市西区内浜 1-5-54	092-883-7161	092-883-7163
15	児童発達支援センター 野の花	819-0165	福岡市西区今津 734-1	092-707-5003	092-707-5004
16	福岡東子ども発達センター・さくら園	811-0206	福岡市東区雁ノ巣 1-6-10	092-692-5987	092-692-5988
17	福岡市立あゆみ学園	811-1351	福岡市南区屋形原 2-23-2	092-566-5666	092-566-5695

(5) 障がい児入所施設

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
18	若久緑園	815-0042	福岡市南区若久 2-3-51	092-551-4011	092-551-4012
19	新開学園	814-0161	福岡市早良区飯倉 5-15-1	092-871-1970	092-871-8730
(19)	生明学園	814-0161	福岡市早良区飯倉 5-15-1	092-862-6688	092-871-8730
20	国立病院機構福岡病院	811-1394	福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	092-566-0702
21	医療型障がい児入所施設 虹の家	812-0044	福岡市博多区千代 1-15-10	092-651-7325	092-651-2420

(6) 児童自立支援施設

福岡市内に設置なし

(7) 自立援助ホーム

	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
22	かんらん舎	811-1354	福岡市南区太平寺 2-10-1	092-555-2355	092-555-2355
23	結ホーム	811-1365	福岡市南区皿山 2-1-58	092-555-6792	092-555-6792
24	カルーナ FUKUOKA	814-0003	福岡市早良区城西 1-5-43	092-407-0895	092-407-0896

3 こどもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住所（設置場所等）	受 付 時 間 等
福岡市関係	こども総合相談センター	092-833-3000 092-833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 9:00 ～ 17:00（年末年始除く）
	各区家庭児童相談室	東区 092-645-1072 博多区 092-419-1084 中央区 092-718-1104 南区 092-559-5124 城南区 092-833-4104 早良区 092-833-4357 西区 092-895-7069	各区保健福祉センター 子育て支援課内	9:00 ～ 17:00（月～金）
	児童家庭支援センター （SOS子どもの村）	092-737-8656	中央区赤坂1-3-14 3F	17:00 ～ 20:00（月火木金）※年末年始 10:00 ～ 17:00（土日祝日） 除く
	児童家庭支援センター （はぐはぐ）	092-408-1985	南区長住3-2-6	17:00 ～ 20:00（月水木金）※年末年始 10:00 ～ 17:00（土日祝日） 除く
	児童家庭支援センター （ちあふる）	092-612-2020	東区筈松2-27-33	17:00 ～ 20:00（月火水金）※年末年始 10:00 ～ 17:00（土日祝日） 除く
	発達教育センター	092-845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ～ 16:30（月～金） ※祝日・年末年始除く
	心身障がい福祉センター （あいあいセンター）	092-721-1611	中央区長浜1-2-8	9:00 ～ 17:00（月～金） ※祝日・年末年始除く
	西部療育センター	092-883-7161	西区内浜1-5-54	9:00 ～ 17:00（月～金） ※祝日・年末年始除く
	東部療育センター	092-410-8234	東区青葉4-1-1	9:00 ～ 17:00（月～金） ※祝日・年末年始除く
	発達障がい者支援センター （ゆうゆうセンター）	092-753-7411	中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎4階	9:00 ～ 17:00（月～金） ※祝日・年末年始除く
	アミカス相談室	092-526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ～ 16:30（月～日）※祝休日含む 10:00 ～ 20:00（第2・第4月曜）※祝休日の場合は16:30まで
県関係等	心の健康相談電話 （県精神保健福祉センター）	092-582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ～ 16:00（月～金） ※祝日・年末年始除く
	ハートケアふくおか （福岡少年サポートセンター）	092-841-7830	中央区地行浜2-1-28 こども総合相談センター内	9:00 ～ 17:45（月～金） ※祝日・年末年始除く
	薬物110番	092-641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間
	SOS電話相談 （福岡県助産師会）	092-406-5118	中央区平尾1-3-41	9:00 ～ 17:30（月～土）※祝日含む ※盆・年末年始除く
	心の電話ー福岡	092-821-8785	—	13:00 ～ 17:00（火木金） ※祝祭日・盆・正月除く
	子どもホットライン24 （福岡県教育委員会）	0948-25-3434	—	24時間
	教育庁義務教育課 教育相談室	092-643-3929	博多区東公園7-7	9:00 ～ 17:00（月～金）
	家庭教育相談「親・おや電話」 （県立社会教育総合センター）	092-947-3515	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	9:00 ～ 17:00（月～土）※（第2月曜・ 第4土曜・祝日・年末年始 を除く）
その他	九州大学心理教育相談室	092-802-6428	西区元岡744 総合臨床心理センター	10:00 ～ 17:00（月～土）
	福岡大学臨床心理センター	092-871-8056	城南区七隈8-19-1	12:00 ～ 15:00（月水金）
	福岡女学院大学 臨床心理センター	092-575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ～ 12:00（月～金） ※祝祭日・学休日除く

4 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定

こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置（全4回開催）

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置（全4回開催）

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、こどもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

こどもの権利条約とは、世界中のこどもが元気に幸せに生きていけるように、こどもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利	育つ権利
こどもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開花させることができます。	こどもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。
守られる権利	参加する権利
こどもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのあるこどもなどは、とくに守られます。	こどもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要（令和6年度版）

発行年月日：令和6年9月

発 行 者：福岡市こども総合相談センター

所 在 地：〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電 話：092-707-7557

F A X：092-832-7830

毎月1～7日は



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、こどもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろからこどもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、こどものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体でこどもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

詳しくは、専用のホームページをご覧ください。こども未来局こども政策課（TEL：092-707-1019）までお問い合わせください。

「『い～な福岡』ふくおか・子ども週間」ホームページ

URL：<https://i-na-kodomo-shuukan.city.fukuoka.lg.jp>